

行動計画策定指針の一部を改正する告示案（概要）

令和元年 10 月 7 日
厚生労働省子ども家庭局
総務課少子化総合対策室

1. 改正の趣旨

- 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 7 条第 1 項に基づき、主務大臣は、地方公共団体、事業主が策定する行動計画（以下「行動計画」という。）の策定に関する指針を定めることとされており、行動計画策定指針（平成 26 年内閣府、国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第 1 号）が定められている。
- 行動計画は 5 年ごとに 5 年を一期として策定することとされており、1 回目に策定する計画の期間が平成 27 年度から令和元年度まで、2 回目に策定する計画の期間が令和 2 年度から令和 6 年度までとされている。
- 今般、令和 2 年度から開始する行動計画の策定に向けて、行動計画策定指針について、現在の社会情勢等を踏まえ必要な改正を行う。

2. 改正の内容

- 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室に関して、新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月 14 日公表）を踏まえ、特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策を市町村行動計画等に新たに盛り込むなどの改正を行う。
- 児童虐待防止対策に関して、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成 30 年 12 月 18 日児童虐待防止対策に関する関係省庁連絡会議決定）等を踏まえ、市町村における相談支援体制の強化や関係機関との連携強化等を図るための改正を行う。
- その他、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

次世代育成支援対策推進法第 7 条第 1 項及び同条第 5 項

4. 適用期日等

告示日 令和元年 11 月中旬（予定）

適用期日 令和 2 年 4 月 1 日